

平成31年度の調達改善計画									平成31年度上半期自己評価結果								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○	○	一者応札の改善	他省庁等の類似入札における入札者等を調査し、積極的に事業者へ入札について案内する。	入札参加を促すことが効果的と考えられたため。	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領している者が1者の場合には、入札案内を実施(実施目標100%)	継続	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領した事業者が1者の場合には、入札案内を実施する。	A	入札案内を実施する等取組を行った結果、前年度1者応札であった調達のうち4件について、複数者入札となった。	入札に関する案内を積極的に進め、事業者側に入札案件を認識させても、経費以上の収入が得られない等が見受けられた場合、入札の参加に消極的になる。	H28	入札に関する案内を積極的に進め、必要に応じ仕様の見直しや入札説明書を受領しなかった事業者へアンケートを実施するなど、より多くの事業者が入札に参加できるように引き続き、取組を実施する。	
			公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とする。		B	H25	全ての一般競争入札に適用(実施目標100%)	継続	B	H25	入札公告の掲載にかかる書類回議時に開庁日が12日間以上確保されているか審査する。	A	—		H25		
			宮内庁の発注予定情報をホームページに掲載し、四半期毎に掲載内容の更新を行う。		B	H24	定期的に掲載内容を更新(実施目標100%)	継続	B	H24	各四半期ごとにおいて、業務発注を予定している原局から情報を収集し、ホームページに適宜掲載する。	A	—		H24		
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上での指名候補事業者の選定	指名候補事業者の受注能力を事前に把握することで、より競争性のある調達の実現できると考えられるため。	A	H31	全ての指名競争入札に適用(実施目標100%)	継続	A	H31	契約に必要な受注能力・技術力の有無及び入札に参加する意思について指名候補事業者側に確認し、より競争性のある指名競争入札の執行に努める。	A	—	指名基準を見直すことで、入札方式を一般競争入札に移行できた入札案件があった。	H31	業務発注予定の情報公表するなど、入札に関する案内を積極的に進め、競争性のある入札を執行するように努める。	
○			指名事業者拡充のための指名基準の見直し及び受注実績機会の創出		A	H31	新たな指名事業者の拡充(1者以上の増加を目標)	継続	A	H31	—	H31					
	○	本庁における取組の推進 調達改善に向けた審査・管理の充実	歴史的資料等の複製等業務について、入札参加者の増加に向けた取組の実施		A	H31	過去の調達と比較して、応札者の増加に取組む(前年度比較で応札者の増加)	H32年3月まで	A	H31	業界団体の照会及び類似案件の請負実績を有する事業者に対し、積極的に入札案内を実施する。	A	—	入札に関する案内を積極的に進め、事業者側が別案件を受注する予定があるなど入札参加者の拡充には至らなかった。	H31	引き続き、積極的に入札案内を実施し、入札に参加する事業者の拡充に努める。	
	○	地方支分部局等における取組の推進 電力調達、ガス調達の改善	関西官署における低圧電力及びガス調達の競争契約への移行		A	H31	年度内に競争性のある契約に移行(実施目標100%)	H32年3月まで	A	H31	小売電気及びガス事業者へスケールメリットの効果を、さらに調査し各事情に応じた仕様を構築していくこととする。	B	—	—	H31	引き続き、取組について検討する。	

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果が あった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
オープンカウンター(相手方を特定しない見積書の募集)方式の導入	新規	—	—	オープンカウンター方式による調達の対象案件を調達原局と調整し、実施に向けて問題点の分析を引き続き検討する。
クレジットカード決済の拡大 (従前より海外経費等の支払に用いていたクレジットカード決済について、対象経費を光熱水料などに拡大する。)	継続	—	電気・ガス・水道料金の支払いについては、現金または小切手による支払いを事業者から求められているものがあることから、カード決済を認められていない。	請求された光熱水料については、工事請負業者等が使用した料金を含めて請求されるものであり、小切手・現金の合算により金融機関において支払う必要があることから、処理の支障のない範囲で拡大が可能か引き続き検討する。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成31年4月1日～令和元年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【大森政輔 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取【7月19日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて	物品の製造において、大量の物品供給を求める業務としては、製造期間が短期間であり、辞退者のない十分な履行期間を確保することが必要と考える。	該当業務において、市場調査の結果、最低限の製造期間を確保した仕様であるが、今後は、履行期間の緩和等を含め検討したい。
	1者応札となった入札案件について、入札参加資格の見直し等では新規参入者の確保が困難と考えるが案件について、改善させるための対策はあるのか。	当該事業において、必要となる経費が利益を超過してしまうなどのデメリットがあると考え、市場における本業務の役務単価等を調査し、入札に参加する事業者の拡充に努めたい。